

## 意見聴取要請の概要

### 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 19 年 2 月 6 日付け）

#### ・ステアロイル乳酸ナトリウム

（ステアロイル乳酸ナトリウムは、ステアロイル乳酸類のナトリウム塩を主成分とし、これとその関連酸類、及びそれらのナトリウム塩との混合物である。）

米国においては、パン生地強化や乳化剤、ベーカリー製品における加工助剤、パンケーキ、ワッフルに 0.5 % の範囲内、その他加工食品の乳化剤、安定剤として一定の上限量の範囲で使用が認められている。また、EU においても食品添加物として一定の上限量を定め（2 ~ 10 g/kg）ベーカリー製品、菓子類、飲料等への使用が認められている。

我が国においては、類似の食品添加物として、昭和 39 年にステアロイル乳酸カルシウムが指定されており、乳化剤として使用されている。）

（平成 19 年 2 月 6 日付け）

#### ・乳酸カリウム

（乳酸カリウムは、乳酸のカリウム塩である。）

米国においては、「一般に安全と見なされる物質」（GRAS 物質）として、乳幼児用の食品・調製乳を除き、適正製造規範（GMP）のもと、使用が認められている。また、EU においても一般食品に使用できる添加物としてリストに掲載されてお

り、乳幼児食品（4ヶ月以上）のミネラル強化や離乳食の pH 調整剤としては L-(+ )体の使用が認められている。

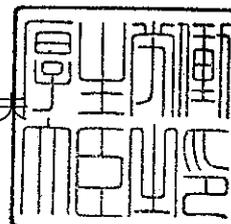
我が国においては、乳酸塩類の食品添加物として、昭和 32 年に「乳酸」、「乳酸カルシウム」及び「乳酸鉄」、昭和 35 年に「乳酸ナトリウム」が指定されており、調味料や強化剤として食品に使用されている。)

大

厚生労働省発食安第 0206001 号  
平成 19 年 2 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

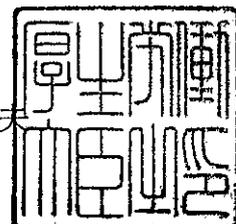
ステアロイル乳酸ナトリウム



厚生労働省発食安第 0206002 号  
平成 19 年 2 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

乳酸カリウム

